

重要事項説明書

本書では電力供給契約を締結するにあたり重要な事項を説明しております。
 その他、約款等については当社ホームページに掲載されている内容を必ずご確認ください。

電気事業法に基づきご利用に関する供給条件の説明、契約締結前および契約締結後の書面の交付がインターネット等を通じて閲覧またはメール送信により行われることについてあらかじめ承諾いただきます。

1. お申込み方法

あらかじめ当社の供給約款等の供給条件を承認の上、当社ホームページ等から当社所定の様式によりお申込みいただけます。また当社が業務委託契約を結ぶ販売員によるお申込みを受け付ける場合もございます。

2. 電気の需給開始予定日等

他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合の需給開始予定日は、お客さまからお申込みをいただいた後、一般送配電事業者および新旧小売電気事業者において切替手続が完了した日から1営業日に2暦日を加えた日以降の次の検針日からとなります。ただしスマートメーターへの取替工事が必要となる場合は、切替手続が完了した日から原則8営業日に2暦日を加えた日以降の次の検針日からとなります。なお詳しい供給開始日はご利用開始日のお知らせにて通知いたします。

※当社が通知したご利用開始日までにスマートメーターへの切替工事が完了しない場合、アナログメーターによる電気のご利用が開始されます。

3. 供給電力および供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

電気料金は、一般送配電事業者にて検針した使用電力量等に基づき、当社が別途定める料金表にて計算いたします。なお電気料金の算定期間は前月の検針日から翌月の検針日の前日までの期間といたします。料金の算定期間中に契約の開始や解約等があった場合は日割計算をいたします。計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

4. 工事費および工事に関するご注意

お客さま宅の計量器がアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取り替える必要がございます。こちらの取り替えにかかる費用はございませんが、お客さま都合による設備変更等により、工事費が発生する場合には当社もしくは一般送配電事業者により費用を請求させていただくことがございます。本取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は一般送配電事業者にて行います。その際、原則事前に一般送配電事業者よりご連絡いたしますので、ご家族の皆様にもお伝えいただけますようお願い申し上げます。また、工事連絡時にファミリーエナジーのお申込みに伴う工事であることは告げられない可能性がありますのでご承知おさください。本取替工事の際お客さまの工事立ち会いの必要はございません。また、数分から数十分程度の停電が発生する場合がございます。

託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社は請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額としてお客さまから申し受けます。一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、法令で定められている調査や検針時等に、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがございます。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。一般送配電事業者の電気工作物(電気の引込線や計量器等)やお客さまの電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、すみやかにお客さまより一般送配電事業者にご連絡をお願い申し上げます。

5. その他費用について

- ①ファミリーエナジーのご利用料金の請求は通常オンライン請求となります。紙請求書の発行を希望される場合、紙請求書発行手数料といたしまして216円(税込)請求させていただきます。
- ②口座振替・クレジットカード払いのお手続きをされない場合お支払い手数料として108円(税込)請求させていただきます。
- ③その他請求書の再発行等で書面によるお知らせを希望される場合は、お知らせの発行にともない要する費用に相当する金額を申し受けます。
- ④当社は、お客さまが電気を不正に使用し電気料金の支払いを免れた場合、支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として、お客さまに請求させていただきます。
- ⑤電気料金の支払期日を過ぎてなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息(12%/年)が発生いたします。

6. お支払い方法

料金については、毎月、工事費負担金等相当額、その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。お支払いは①クレジットカード、②口座振替でお支払いいただけます。クレジットカード・口座振替のお手続きをされず、振込によるお支払い(コンビニエンスストア払い)になった場合、『紙請求書発行手数料』216円(税込)と『お支払い手数料』の108円(税込)が発生いたします。

7. ご契約に関する注意

- ①ご契約成立日およびその期間
ご契約成立日はお申込みを当社が受諾した日となり、契約期間は、供給開始日から次の検針日までとなり、お客さまと当社のいずれかから別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も同一条件で自動継続されるものといたします。
- ②お申込みを撤回される場合の条件
お申し込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。ファミリーエナジーへの切替日以降にご連絡いただいた場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客さま自ら、元の小売電気事業者へ新規ご契約手続きを行っていただく必要がございます。この場合、当社への切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、当社にお支払いいただけます。またお申込みを撤回し無契約の状態ですと電気のご供給が停止する恐れがございます。
- ③お申込みの解除、契約の変更・解除の際の連絡先
次頁カスタマーサポートまでお問い合わせください。なお、お客さまが、契約容量等を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量等を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。
- ④現在ご契約の小売電気事業者の解約に伴う違約金その他お客さまの負担について
お申込み前に、現在ご契約の小売電気事業者の解約を伴う場合は、以下のような不利益事項が考えられますので、現在ご契約中の小売電気事業者様にご確

確認ください。

A. 違約金の発生(複数年契約等の場合) B. ポイント等の失効 C. 複数商品による割引制度の終了等

8. 当社からのご契約の解除について

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解除する場合がございます。

- ① 一般送配電事業者により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ② お客さまが料金または他の需給契約の料金を支払期日を経過しても、なお支払われない場合
- ③ お客さまが料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他需給契約から生ずる金銭債務をいいます)を支払われない場合
- ④ お客さまが供給約款に違反した場合

9. 契約電力、契約電流および契約容量について

- ① 契約電流は 10、15、20、30、40、50、60 アンペアのいずれかとし、当社とお客さまとの協議によって定めます。
- ② 契約電力は契約上利用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- ③ 契約容量は 6 キロボルトアンペア以上 49 キロボルトアンペア以下といたします。契約容量は主開閉器契約の定格電流に基づき契約容量の算定方法により算定された値といたします。

10. ご利用料金の計算方法

① ファミリーエナジーの電気料金は以下の方法で計算されます。契約種別および料金に関する詳細事項は、別紙の料金プラン表をご覧ください。

基本料金 ご契約電流、容量もしくはピーク電力により決定	+	電力量料金¹⁾ ご使用量×料金単価 ²⁾	+	再生可能エネルギー発電促進賦課金³⁾ ご使用量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
---------------------------------------	---	--	---	---

- 1) 電力量料金は基本電力量料金(固定単価)および市場連動型電力量料金(変動単価)によって算定されます。
- 2) 市場連動型電力量料金単価は、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場価格等に連動して毎月変動します。詳細は、別表をご覧ください。
- 3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳細は、当社の供給約款別表をご覧ください。
- ② 市場連動型電力量料金単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は当社ホームページ等であらかじめお知らせいたします。

11. その他

- ① 供給電圧：「低圧 100V/200V」
- ② 周波数：北海道・東北・東京エリア：50Hz、中部・北陸・関西・中国・四国・九州エリア：60Hz
- ③ お客さまは、当社が、供給約款、各種説明書、各種案内等(これらの変更も含まれます。)を、書面の交付(郵送)に代え、電子メールの送信または、当社ホームページへの掲載、その他の情報通信の技術を利用して行うことにより、お客さまにお知らせすることを承諾いただきます。また、供給約款、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがございます。
- ④ 本書に記載のない事項の取扱いは、当社が別途定める供給約款によります。供給約款は当社ホームページからご確認いただけます。
- ⑤ 供給約款を変更する場合は、あらかじめお客さまに変更内容をお知らせいたします。お客さまから異議申出がないとき、料金その他の供給条件は変更後の供給約款によります。

12. お問い合わせ先※でんきに関するお問い合わせおよび契約の変更・解除のお申出はカスタマーサポートへ

小売電気事業者：ファミリーエナジー合同会社(登録番号 A0399)

住所：東京都中央区日本橋堀留町 1-8-11 人形町スクエア

<https://familyenergy.co.jp>

カスタマーサポート TEL: **0120-012-914** 9時から17時(土日祝日を除く)

Email: support@familyenergy.co.jp

代理販売会社名：

【クーリングオフのお知らせ】

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領した日を含む 8 日間は、書面により無条件で申込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリングオフ」といいます。)ができます。
2. お客さまがクーリングオフをされた場合、当社に対して損害賠償金または違約金を支払う必要はなく、既に当社へ支払った金銭はすみやかにその全額の返還を受けることができます。また当該役務の提供に伴い申込者等の土地または建物をその他の工作物の現状が変更されたときは当社に対しその現状回復に必要な措置を請求できます。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げお客さまが誤認し、また威迫されたことにより困惑してクーリングオフを行わなかったときは当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面によりクーリングオフを行うことができます。
4. クーリングオフの効力は、書面を発信した時(郵便消印日付等)から生じます。クーリングオフを行う場合は右のようにはがき等に必要事項をご記入の上、当社宛に郵送してください。

【はがきの記入例】

〒	郵便はがき	□□□□□□
電話番号	ご契約者様	ご住所
		当社名
		当社住所
□□□□□□		

● 申込み日
● 書面受領日
● 販売業者名および担当商品名
● 右の契約を解除します
● ので通知します